# 滋賀県立高等専門学校新築工事設計業務委託に係る公募型プロポーザルの説明書

## 1. 委託業務概要

#### (1)業務の概要

ア業務名

令和6年度 第S-高専1号 滋賀県立高等専門学校新築工事設計業務委託

## イ 業務内容

本建築設計業務委託は、「滋賀県立高等専門学校基本構想 2.1」に基づき、「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」を目指す学校像とし、学生教育だけでなく、産業界、地域との連携・連動が図られる施設を整備しようとするものである。

また、本施設は、急速な社会情勢の変化に対応していく上で、より柔軟な学校運営が期待されることから、県唯一の公立大学法人である公立大学法人滋賀県立大学が整備するものであり、本業務では基本設計業務、実施設計業務を委託する。

## 「委託する業務]

- (7) 建築設計(基本設計および実施設計)
  - ・校舎棟 11,800㎡程度 地上3階建て
  - ・実習工場 750m<sup>2</sup>程度 平屋建て (一部中2階)
  - ・実験室棟 1,250㎡程度 平屋建て
  - ・体育館 1,750m<sup>2</sup>程度 平屋建て (キャットウォークあり)
  - ・食堂・売店 550㎡程度 平屋建て
  - ・学生寮 1,400m<sup>2</sup>程度 地上2階建て
  - ・図書・交流拠点施設 2,000㎡程度 地上2階建て
  - ※学生等の利便性の向上やライフサイクルコストの縮減を図るために合築を行う場合など、設計段階において、各施設の階層構造を変更する可能性がある。
  - ・主たる構造: 鉄骨造または鉄筋コンクリート造(PC造を含む。)とする。
- (イ)上記に係る電気設備設計 一式
- (ウ)上記に係る機械設備設計 一式
- (工)屋外附带設備設計 一式
- (オ)外構工事設計 一式
- (カ) 地質調査 一式
- (キ)工事費積算
- (ク)建築基準法に基づく性能評価、大臣認定、確認申請、許可、承認等に伴う関係諸官 庁への申請用図書の作成および手続き(申請手数料は別途)
- (ケ)消防法に基づく関係諸官庁への申請用図書の作成および手続き(申請手数料は別 途)
- (シ)その他設計に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続き(申請手数料は別金)

#### ウ業務条件

滋賀県立高等専門学校新築工事の予定工事費(附帯施設、外構等を含む。)は、今後の 社会情勢により変動する場合があるが、約128.5億円程度(消費税および地方消費税 を含む。)とし、滋賀県立高等専門学校の各施設に求められる機能を維持しつつ、可能 な限り工事費の縮減を図るものとする。

#### 工 履行期限

契約締結の日から令和8年1月31日まで

なお、建築確認申請等の審査に必要となる期間については、令和8年4月30日を限り として延長を認める。

オ 設計価格(基本設計、実施設計)および支払年度区分

733,625,200円以内(消費税および地方消費税を含む)

また、内訳および支払年度区分は以下のとおりとする。

建築設計:733,625,200円 (R6:275,602,800円、R7:458,022,400円) 以内とする。

### (2) 業務の詳細な説明

別記『設計業務委託仕様書』、『滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書』(設計概要書含む。)、『地質調査業務特記仕様書』等のとおりとする。

#### (3) スケジュール

ア 参加表明書の提出期限令和6年8月2日(金)午後5時までイ 第一次審査令和6年8月8日(木)(予定)

ウ第一次審査結果通知

(技術提案書の提出要請) 令和6年8月9日(金)(予定)

カ 第二次審査結果通知

(契約予定者の特定) 令和6年9月26日(木)(予定)

## (4) 発注者

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 井手 慎司

## (5) 事務局

公立大学法人滋賀県立大学事務局 高等専門学校開設準備室 施設整備係

所在地 : 〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500

電話番号: 0749-47-3007 ファックス番号: 0749-28-8475

メールアドレス: kosen@office.usp.ac.jp

#### 2. 参加表明書の提出について

# (1)参加表明書の提出方法

ア 提出方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。(ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。)

- イ 提出書類
  - (7) 参加表明書(様式1)
  - (4) 誓約書(様式1-1)
  - (ウ)業務実施体制(様式2)

- (エ)予定技術者の経歴等(様式3)
- (オ) 過去15年間の同種または類似業務の実績(様式4)
- (カ) 実施方針・実施フロー・工程表(1)、(2) (様式5)
- (キ)設計共同体協定書(案)(設計共同体の場合のみ)(様式6)
- ウ 提出期間

令和6年7月17日(水)から

令和6年8月2日(金)午後5時00分まで

エ 提出部数:正本1部、写し1部、無記名の写し10部、PDFデーター式(CD-R)とする。

#### (2)提出先

上記1. (5) に記載の事務局に同じ。

### 3. 技術提案書の提出について

#### (1)技術提案書の提出方法

ア 提出方法

上記1. (5)に記載の事務局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。(ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。)

- イ 提出書類
  - (ア)技術提案書(様式7)
  - (4) 特定テーマに対する技術提案(様式7-①~④)
  - (ウ) 見積書 (業務名は「令和6年度第S-高専1号 滋賀県立高等専門学校新築工事設計業務委託」とし、消費税および地方消費税を含む価格で見積もること。)(様式8)
  - (エ)設計共同体協定書(設計共同体の場合のみ)(様式6)
- ウ 提出期間 (予定)

令和6年8月9日(金)から

令和6年9月18日(水)午後5時00分まで

エ 提出部数:正本1部、写し1部、無記名の写し10部、PDFデータ一式 (CD-R) とする。

## (2)提出先

上記1. (5)に記載の事務局に同じ。

# (3)技術提案を求めるテーマ (特定テーマ)

技術提案書の記載にあたっては、「滋賀県立高等専門学校施設整備基本計画」(以下、「基本計画」という。)を熟読し、次のア〜エについて技術提案書を提出すること。

- ア 学生および教職員にとって使いやすく、セキュリティにも配慮したエリアゾーニング、施設配置、動線計画の提案。
- イ 設計および施工期間の短縮を図るための方策の提案。複数工区に分割し同時期に工事 を実施することが想定されるため、施工を円滑かつ効率的に実施するための方策の提 案。
- ウ 将来の教育内容の変化など、諸室の用途・機能などの変更に備えたフレキシビリティ の確保に係る方策の提案。

エ ライフサイクルコスト (初期投資費およびランニングコスト) の縮減を図るための方 策の提案。

# (4)技術提案書等の作成および記載上の留意事項

ア 技術提案書等作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ 技術提案書等の作成方法

技術提案書等の様式は、別添の様式 $1\sim8$  (A4版) に示すとおりとする。(用いる文字は横書き、サイズは10ポイント以上とする。余白や行間等は特に指定しない。また、白黒、カラー等についても特に指定しない。)

ウ 技術提案書等の内容に関する留意事項

	条音寺の内谷に関りる笛息事項
記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務実施体制	・管理技術者および総合担当主任技術者は一級建築士であること。
(様式2)	・構造主任担当者は、構造設計一級建築士であること。
	・電気設備担当主任技術者または機械設備担当主任技術者のいずれかは、
	設備設計一級建築士であること。
	・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任
	技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者を記載
	すること。
	・総合担当主任技術者は、公告の日の前日現在の手持ち業務(特定後未契
	約のものを含む)が5件未満である者とすること。
	・なお、管理技術者および各担当主任技術者はそれぞれ兼務することがで
	きないこととする。
	・技術提案書の提出者以外の協力事務所等に所属する者を主任技術者とす
	る場合には、協力事務所名等も記載すること。
	・他の協力事務所等に当該業務の一部を再委託する場合、または学識経験
	者の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先または協力先、
	およびその理由(協力事務所の技術的特徴等)を記載するものとする。
	ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
予定技術者の	<ul><li>・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任</li></ul>
経歴等	技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者につい
(様式3)	て、経歴等を記載すること。
	・総合担当主任技術者以外の担当者の手持ち業務は、公告の日の前日時点
	の、滋賀県および滋賀県以外の発注者のものも含めすべて記載するこ
	と。
	・配置予定技術者として特定された未契約業務がある揚合は、手持ち業務
	の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。
	· 管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任
	技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者につい
	て様式3を用い、配置予定技術者1名につきA4版1枚に記載するこ
	と。ただし、様式3の記載事項については、「過去15年間の同種または
	類似務業務の実績」の有無についての評価には用いない。(様式4を評

	(エ)ァ田リンプト
	価に用いる)
	・所有技術資格欄については、技術者要件となっている資格等について記
	載するとともに、その資格証の写しを添付すること。
過去15年間の	・事務所、管理技術者、総合担当主任技術者および構造担当主任技術者が
同種または類	過去に従事した同種または類似業務について実績を記載すること。
似業務の実績	・「同種または類似業務」は下記のとおりとする。
(様式4)	同種業務:主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造(PC造を含
	む)で、1棟の延べ床面積が10,000㎡以上の学校の新築、増
	築(増築する部分に限る)または改築工事の建築設計
	SIC CHARACTER TO STATE OF THE S
	   類似業務:主たる構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造(PC造を含
	む) で、1棟の延べ床面積が6,000㎡以上の学校の新築、増
	築(増築する部分に限る)または改築工事の建築設計
	・記載する業務は平成21年4月1日から公告の日の前日までに完了した業
	一般とする。
	・技術者の業務実績については、本業務において担当する業務分担での業
	務実績とする。(ただし、管理技術者としての業務実績を有する場合
	は、他の業務分担についても業務実績を有することとして扱うことがで
	は、他の未務力担についても未務夫頼を有することとして扱うことができる。)
	・「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校 とする。
	, - ·
	・基本設計および実施設計、または実施設計のみの業務を対象とし、基本
	設計のみの業務は対象外とする。
	・業務の実績は、国内の業務実績をもって判断する。
	・図面、写真等を引用する場合も含め、1件につきA4版1枚(片面)に
	収める。
	・記載する業務について、業務実績の内容(事務所名や従事者名を含む)
	が確認できる書類(契約書、施設概要や図面等の資料、体制図の写し
	等)を添付すること。
実施方針・実	・実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計
施フロー・エ	上(意匠、構造、設備の各分野)の配慮事項、その他業務上の配慮事項等を
程表	簡潔に記述すること。
(様式5)	・発注者のニーズや意見を把握し、情報、イメージを共有し、集約・調整
	して設計に反映させていく方法についても必ず記載すること。
	・実施方針はA4版1枚(片面)に、実施フローおよび工程表はA4版1
	枚 (片面) に、合わせてA4版2枚に記載すること。
特定テーマに	・本説明書の3.(3)ア〜エの技術提案を求める、特定テーマに対する取
対する技術提	組方法を具体的に記載すること。
案	・記載にあたり、概念図、図表、既往成果、写真を用いることは支障ない
(様式7)	が、模型や詳細設計でないこと。
	・1テーマにつきA4版1枚(片面)以内に記載すること。
参考見積書	・本業務に係る参考見積書を提出すること。
(様式8)	・A4版(片面)に記載すること。
# Da.	

# エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量

法によるものとする。

## オ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面および別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

# 4. 審査方法等について

## (1)選定委員会

ア 本業務に係る選定委員会として、滋賀県立高等専門学校新築工事設計業務委託選定委員会を設置する。(令和6年7月3日設置)

#### イ 委員

氏 名	所属・役職等
森 由利子	元滋賀県教育委員会事務局教育次長
八尾健	京都大学名誉教授 ※在任期間:~令和6年7月8日まで
礒谷 充晃	滋賀県総合企画部管理監
西川忠	滋賀県土木交通部技術管理課長
木口 祐次郎	滋賀県土木交通部建築課長
中嶋 毅	公立大学法人滋賀県立大学理事
堀江 良樹	公立大学法人滋賀県立大学高等専門学校開設準備室長
浅地 豊久	公立大学法人滋賀県立大学高等専門学校開設準備室 開校準備教員・特任教授

# (2)第一次審査

# ア 第一次審査の方法

発注者が設置する選定委員会において、参加表明書および添付書類に基づき下記の 評価基準に沿って審査を行い、評価点の高い者から5者程度を第一次審査通過者とし て選定する。

なお、応募者が概ね5者以内の場合は、選定委員会において提出書類をもとに参加 資格を確認し、適格者のみについて第二次審査を実施する。

# イ 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価項目および判断基準は、以下のとおりである。

# 【第一次審査の評価項目ならびに判断基準】

					評価の着目点	
評価項目					判 断 基 準	評価の ウェイト
1. 事務所 の適格性 (40点)	事務所	専門技術力	行技術力	過去15年間の同種ま たは類似業務の実績 の内容	平成21年4月1日から公告の日の前日までに設計業務が完了 した、同種または類似業務の受託実績がある場合は加点する 。(同種・類似の実績は <b>最大4件まで</b> 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/件)。 ②類似業務の実績がある(5点/件)。	40 点
2. 予者のである。 (60点)	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格およびそ の専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・一級建築士 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門技術力	行	過去15年間の同種ま たは類似業務の実績 の内容	平成21年4月1日から公告の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は最大2件まで提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/件)。 ②類似業務の実績がある(5点/件)。	20 点
	総合担当	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・一級建築士 ・公告の日の前日現在の手持ち業務が5件未満であること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
	当主任技術者	専門技術力	行	過去15年間の同種ま たは類似業務の実績 の内容	平成21年4月1日から公告の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者または担当主任技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は <b>最大2件まで</b> 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/件)。 ②類似業務の実績がある(5点/件)。	20 点
	構造担当	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・構造設計一級建築士 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
	当主任技術者	専門技術力	行	過去15年間の同種ま たは類似業務の実績 の内容	平成21年4月1日から公告の日の前日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者または担当主任技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は最大2件まで提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(10点/件)。 ②類似業務の実績がある(5点/件)。	20 点
	設備担当主任技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・設備設計一級建築士(電気設備または機械設備) なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
3. 実施方 針·実施フ ロー·工程 表 (60点)	業務理解度		解度	実施方針	目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 極高(30)、高(23)、普通(15)、低(8)、極低(0)	30 点
	実施手順		Marc	実施フローの妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に 評価する。 極高(20)、高(15)、普通(10)、低(5)、極低(0)	20 点
			順	工程計画の妥当性	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 極高(10)、高(8)、普通(5)、低(3)、極低(0)	10 点
					7	計 160 点

# (3) 第二次審査

#### ア 第二次審査の方法

第一次審査を通過した者について、選定委員会が技術提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングにより、下記の評価基準に基づいて審査を行う(審査には、第一次審査における評価基準を含む)。第二次審査の結果より評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が2番目に高かった者を補欠契約予定者とし、契約予定者が辞退した場合は、補欠契約予定者が契約予定者となる。

ただし、各審査員の総合点(一次審査点+二次審査点)の平均が5割未満の場合は、 優先交渉権者とはしない。

### イ 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価項目ならびに判断基準は、以下のとおりである。

## 【第二次審査の評価項目ならびに判断基準】

35 /m-45 D				評価の着目点		
評価項目				判 断 基 準	評価の ウェイト	
4. 経済性 (40点)	見積価格に対する経済性の確認			見積価格が適正で、費用対効果が高いか評価する。 価格点=40点×最低提案価格/提案価格 (小数点第2位以下を四捨五入)	40 点	
5. ヒアリン グ (80点)	ヒアリング	専門技 術力	専門技術力の確認	提案した特定テーマに関する補足説明が明確で、業務の課題 や問題点が把握されている場合に優位に評価する。 極高(30)、高(23)、普通(15)、低(8)、極低(0)	30 点	
		取組姿 勢	業務への取組姿勢	特定テーマに対する提案作成に中心的、主体的に参画し、業務への取組意欲が高い場合に優位に評価する。 極高(25)、高(20)、普通(15)、低(7)、極低(0)	25 点	
		応答の 明確性	質間に対する応答性	質問に対する応答が明確、かつ迅速な場合に優位に評価する。 極高(25)、高(20)、普通(15)、低(7)、極低(0)	25 点	
6. 特定	テーマに対する的確性			テーマに対する設計方針、基本的な考え方が的確に示され、必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する。 極高(10)、高(8)、普通(5)、低(3)、極低(0)	10 点	
テーマに対 する技術提 案内容 (120点)	提案内容の実現性		内容の実現性	提案の内容に説得力があり、具体的な類似事例などを用いて実現性の裏付けがある場合に優位に評価する。 極高(10)、高(8)、普通(5)、低(3)、極低(0)	10 点	$\times 4$
	独創的な発想		創的な発想	周辺・異分野技術などを援用し、新たな発想に基づく提案となっている場合に優位に評価する。 極高(10)、高(8)、普通(5)、低(3)、極低(0)	10 点	
※各審査員の総合点(一次審査点+二次審査点)の平均が5割未満の場合は、優先交渉権者とはしない。				計 240	点	

第一次審査および第二次審査の合計点

計 400 点

## (3) 第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

- ア 第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを予定している。
  - (ア)実施場所:環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室を予定

(所在地:〒520-0056 滋賀県大津市末広町1番1号日本生命ビル4階)

(イ) 実施日時:令和6年9月25日(水)(予定)午前10時00分から午後5時00分まで 1者30分間(説明は15分程度とし、質疑応答を15分程度行う)。

(各者指定時間について、第一次審査通過者に後日通知する)

- (ウ)出席者:予定する管理技術者および総合担当主任技術者を含む3名以内の出席とし、主な説明者は業務の履行期間に主に発注者と対応することになる者とすること。また、管理技術者および総合担当主任技術者を中心とすること。
- (エ) プロジェクターによるプレゼンテーションとし、提出資料のみによる説明とする。
- (オ) その他:日程を変更する場合は予め通知する。
- イ ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- ウヒアリング時の追加資料は受理しない。

# (4) 審査結果の通知

ア 第一次審査結果の通知

令和6年8月9日(金)(予定)に書面により通知する。

イ 第二次審査結果の通知

令和6年9月26日(木)(予定)に書面により通知する。

# (5) 非特定理由に関する事項

- ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その 理由(非特定理由)を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書の提 出を要請しなかった者についても本項に準じて取り扱う。この場合は「特定」とあるの を「選定」に読み替える。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、公立大学法人滋賀県立大学理事長に対し非 特定理由について説明を求めることができる。
- ウ 上記イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日 (休日を 含まない) 以内に書面により行う。
- エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。
  - (7)受付場所:上記1.(5)に記載の事務局
  - (イ)受付時間:午前9時00分から午後5時00分まで

(受付できる日は、土、日および祝日を除く)

## 5. その他

### (1)公募型プロポーザルの説明書の内容についての質問の受付および回答

このプロポーザルへの参加を検討している者(以下「参加希望者」という。)との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する参加希望者の理解を深め、発注者の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、参加希望者を対象に、公募型プロポーザル説明書等に記載した内容に関する質問(事業実施に直接関連しないものを除く。)を次のとおり受け付ける。

ア 質問は、質問票(様式9)に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。また、件名には「【事業者名】質問票(参加表明等/技術提案書等)」と表記すること。(事

業者名は自社名に変更し、(参加表明等/技術提案書等)は該当するいずれかを記載する こと。)

なお、メールを送信後、速やかに電話で当該メールの着信確認を行うこと。

- (ア)質問の受付担当部局:上記1.(5)に記載の事務局に同じ。
- (イ)質問の受付期限は、下記のとおりとする。(受付期限までに必着のこと)
  - a 参加表明書等に関する質問:公告日から令和6年7月24日(水)午後5時まで
  - b 技術提案書等に関する質問:公告日から令和6年8月26日(月)午後5時まで
- イ 質問に対する回答は、事業実施に直接関連しない内容等の質問を除き、回答すること とし、すべての質問および回答を総括書としてとりまとめ、公立大学法人滋賀県立大学 ホームページに掲載する。なお、質問の最終回答日は下記のとおりとする。
  - (ア)参加表明書等に関する質問の最終回答:令和6年7月30日(火)
  - (イ)技術提案書等に関する質問の最終回答:令和6年9月9日(月)

## (2) その他の留意事項

- ア 技術提案書等の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- イ 技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書等を無効とすると ともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。
- ウ 技術提案書等の提出書類は、返却しない。また、提出された技術提案書等は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、提出されたすべての書類は、滋賀県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となるが、提出者に無断で公開することはない。
- エ 技術提案書等提出後において、原則として技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- オ 本説明書中の受付期間等については、土曜、日曜、祝日を除く。また、時間帯については、正午から午後1時00分までを除く。